

第七五回

参第二八号

政治資金規正法の一部を改正する法律（案）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、第二条の規定による選挙において」を削り、「者をいう」を「者をいい、当該候補者となろうとする者及び同法第三条に規定する公職にある者を含むものとする」に改める。

第五条第二項中「、会費」を「又は会費」に改め、同項の次に次の二項を加える。

この法律の規定の適用については、法人等（法人並びに法人でない社団及び財団をいう。以下同じ。）が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。

この法律において政治活動に関する寄附とは、政党、協会その他の団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動に関してされる寄附をいう。

第五条第一項の次に次の一項を加える。

この法律において党費又は会費とは、いかなる名称をもつてするを問わず、政党、協会その他の団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政党、協会その他の団体の構成員が負担するものをいう。

第六条第一項各号列記以外の部分中「主たる事務所」を「名称及び主たる事務所」に、「左の」を「次の」に改め、同条に次の一項を加える。

政党、協会その他の団体は、第一項の規定による届出をする場合には、その党則、規約その他その目的及び組織を明らかにする文書（以下「党則等」という。）を提出しなければならない。

第七条中「前条の規定」を「前条第一項及び第二項の規定」に、「前条の例」を「同条第一項の例」に改め、同条に後段として次のように加える。

同条第三項の規定により政党、協会その他の団体が提出した党則等の内容に異動があつたときも、同様とする。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出に係る政党、協会その他の団体の名称、代表者又は主幹者及び会計責任者の氏名並びに主たる事務所の所在地並びにその提出に係る党則等を、遅滞なく、告示しなければならない。

前条の規定による届出があつた場合において、前項の規定により告示した事項に異動を生じたときは、当該届出を受けた選挙管理委員会又は自治大臣は、遅滞なく、当該異動に係る事項を告示しなければならない。

第八条中「前条」を「第七条」に、「以て」を「もつて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第一号から第四号

までを次のように改める。

- 一 当該政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。第十二条第一項第一号において同じ。）
- 二 前号の収入のうち一件一万円を超える寄附については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（政党にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所。第十二条第一項第二号において同じ。）並びに当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積つた金額。以下同じ。）及び年月日
- 三 第一号の収入のうち前号の寄附以外の収入については、その基因となつた事実、金額及び年月日
- 四 第一号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業（法人等にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所。次条、第十二条第一項第四号及び第十九条第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

第十条中「何人も、」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「寄附を受け、又は」を削り、「寄附を受け又は支出」を「その支出」に、「寄附をし、又は支出」を「当該支出」に、「寄附又は支出の金額、支出の目的及び年月日」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十一条第一項中「千円以上の」を「一万円を超える」に、「支出の金額、年月日及び目的」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「千円以上の」を「一万円を超える」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「各々」を「各々」に、「十日」を「二十日」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 当該政党、協会その他の団体のすべての収入及び支出
- 二 前号の収入のうち一件一万円を超える寄附については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日
- 三 第一号の収入のうち寄附以外の収入で一件一万円を超えるものについては、その基因となつた事実、金額及び年月日
- 四 第一号の支出のうち人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外のもので一件一万円を超えるものについては、その支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに当該支出の目的、金額及び年月日

第十二条第二項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一項の報告書には、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 第一項第四号の支出について、前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面の写し（同項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつたときは、

その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面)

二 当該報告書に係る会計帳簿、明細書及び前条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面についての公認会計士又は監査法人の監査意見を記載した書面

第十二条第四項中「報告書」の下に「及び前項第二号の書面」を加える。

第十三条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項及び第三項の項番号を削り、同条第三項中「前項の報告書」を「第一項の報告書及び前項で準用する前条第三項第二号の書面」に改める。

第十四条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改める。

第十七条第一項中「寄附及びその他の収入並びに」を「収入及び」に改め、同条第二項の項番号を削り、同項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

政党、協会その他の団体が前項の規定により報告書を提出したときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該選挙管理委員会又は自治大臣は、遅滞なく、その解散し、又は第三条に規定する目的を有しなくなつた旨を告示しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 政党、協会その他の団体が第十二条第一項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政党、協会その他の団体が前回においても同項の規定により提出すべき報告書を提出していないものであるときは、第八条の規定の適用については、当該政党、協会その他の団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第六条第一項の規定による届出をしていないものとみなす。

政党、協会その他の団体が前項の規定の適用を受けたときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該選挙管理委員会又は自治大臣は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第十九条各号列記以外の部分中「二千五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）の」を「一万円を超える」に、「支出の日」を「その支出の日」に、「左の」を「次の」に、「支出の金額、年月日及び目的」を「当該支出の目的、金額及び年月日」に、「添附」を「添付」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二号中「支出の目的」を「その支出の目的」に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 法人等は、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、政党又はその支部がする場合は、この限りでない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第五章中第二十二条の次に次の三条を加える。

第二十二条の二 個人は、各年中において、百万円を超えて政治活動に関する寄附をしてはならない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けては

ならない。

第二十二条の三 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。

第二十二条の四 何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をしてはならない。ただし、一件一万円以下の寄附をする場合は、この限りでない。

何人も、前項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

第一項の規定に違反して寄附がされたときは、その寄附に係る金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 次の各号の一に該当する者（法人等にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項、第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者（選挙に関し、第二十二条第一項又は第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者を除く。）

二 第二十二条第二項、第二十二条の二第二項、第二十二条の三又は第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（選挙に関し、第二十二条第二項、第二十二条の三又は第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者を除く。）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に存する法人等（法人並びに法人でない社団及び財団をいう。以下同じ。）でこの法律の施行により新たに改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第三条の政党、協会その他の団体に該当することとなるものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から七日以内に、新法第六条（新法第十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしなければならない。

3 前項の法人等は、同項の規定による届出をするまでの間、新法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に存する政党、協会その他の団体については、新法第六条第三項中「第一項の規定による届出をする場合には」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日から七日以内に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 選挙管理委員会又は自治大臣は、改正前の政治資金規正法第六条及び第七条（これらの規定を改正前の政治資金規正法第十八条において準用する場合を含む。）の規定に

より届出のあつた事項及び前項の規定により提出された党則等を、新法第七条の二（新法第十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の例により、遅滞なく、告示しなければならない。

6 前項の告示は、新法第七条の二第一項の規定による告示とみなして、同条第二項の規定を適用する。

7 新法第十二条から第十四条まで及び第十七条（これらの規定を新法第十八条において準用する場合を含む。）の規定により提出する報告書には、政党にあつては施行日前の収入で新法第五条第四項の規定により寄附とみなされるものに係る新法第十二条第一項第二号に掲げる事項及び施行日前の寄附以外の収入に係る同条同項第三号に掲げる事項を、協会その他の団体にあつては施行日前の収入で新法第五条第四項の規定により寄附とみなされるもの及び施行日前の寄附以外の収入を記載することを要しない。

8 施行日の属する年に限り、新法第二十二條の二の規定の適用については、同条第一項中「各年中」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日から同日の属する年の十二月三十一日までの間」とする。
（公職選挙法の一部改正）

9 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第九十九条の三 （公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）

第九十九条の四 （公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止） 」

を「 第九十九条の三及び第九十九条の四 削除」に、「 第二百一条 （匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属）」を「 第二百一条 削除」に、

「 第二百四十九条の三 （公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）

第二百四十九条の四 （公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反） 」

を「 第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四 削除」に改める。

第七十九条第二項中「、会費」を「又は会費（いかなる名称をもつてするを問わず、政党その他の政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政党その他の政治団体の構成員が負担するものをいう。）」に改める。

第九十九条第二項から第四項までを削る。

第九十九条の三及び第九十九条の四を次のように改める。

第九十九条の三及び第九十九条の四 削除

第九十九条の五第一項本文中「その他の政治団体」を削る。

第二百条第二項中「並びに外国人、外国法人及び外国の団体」を削る。

第二百一条を次のように改める。

第二百一条 削除

第二百四十八条第一項中「第一項」を削り、「会社その他の法人」を「法人並びに

法人でない社団及び財団（以下「法人等」という。）に、「同項」を「同条」に改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 選挙に関し、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十二条第一項又は第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした者（法人等にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）も、また前項と同様とする。
第二百四十九条中「若しくは第二百一条第二項（（匿名の寄附等の受領の禁止））」を削り、同条に次の一項を加える。

2 選挙に関し、政治資金規正法第二十二条第二項、第二十二条の三又は第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（法人等にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）も、また前項と同様とする。
第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四を次のように改める。

第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四 削除

第二百五十一条、第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「、第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））」を削る。
（罰則等の経過措置）

10 この法律の施行前にした行為については、なお改正前の政治資金規正法及び改正前の公職選挙法第十六章（他の法律において準用する場合を含む。）の規定の例による。

（漁業法の一部改正）

11 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表第二百五十一条、第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条の項中「、第二百四十九条の三、第二百四十九条の四」を削る。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

12 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第二百五十一条、第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条の項中「、第二百四十九条の三（（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反））、第二百四十九条の四（（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反））」を削る。

（所得税法の一部改正等）

13 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二十二号中「法人」を「政党又はその支部」に改める。

14 改正後の所得税法第九条第一項第二十二号の規定は、施行日以後に取得する同号に掲げる金銭、物品その他の財産上の利益について適用し、同日前に取得した同号に掲げる金銭、物品その他の財産上の利益については、なお従前の例による。

理 由

会社その他の団体の政治活動に関する寄附が政治の腐敗に結びつくことにかんがみ、このような寄附を禁止することとし、個人の政治活動に関する寄附についても年間百万円の範囲内に制限する等寄附の規制を強化し、併せて政治資金公開の趣旨を徹底させるため、政党、協会その他の団体の党則等を提出させ、その他その収入及び支出に関する報告等の合理化を図る必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。